平成２２年（フ）第５４６６号
大阪府豊能郡豊能町希望ケ丘５丁目20番地の18
債務者　田近　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４９７号
大阪市旭区高殿１丁目７番18号　ラウンド２高殿403
債務者　髙橋佐和乃
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５３１号
大阪市平野区長吉長原２丁目13番９号　パストラル長吉201号
債務者　藤森くみ子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５３２号
大阪府箕面市新稲１丁目16番29号
債務者　小嶋喜美子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５３３号
大阪市東淀川区北江口３丁目１番17―506号
債務者　吉田　　勉
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５３９号
大阪市淀川区十三本町２―10―11―105、住民票上の住所兵庫県豊岡市出石町田多地375番地
債務者　岸本　春樹
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５４１号
大阪市平野区平野馬場２丁目７番１号　ハイツ田口４Ｆ
債務者　中野　雅樹
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５４３号
大阪市東淀川区上新庄２丁目３番29号　岡本文化201号
債務者　増渕　竜一（旧姓濵田）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５４９号
大阪府東大阪市小若江４丁目２番９号
債務者　覺道　眞理
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４４８号
名古屋市緑区桃山２丁目141番地　アドザックス桃山Ｃ棟201号
債務者　中山　雪子
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７号
栃木県那須塩原市東赤田321番地
債務者　各務代志子
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第６２号
栃木県大田原市中田原1349番地９
債務者　熊田　　貢
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第１８０４号
横浜市南区通町３丁目53番地２　ストークマンション弘明寺401号
債務者　丹波　幸枝
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９７５号
横浜市都筑区川向町1301番地　グリーンピア新横浜303号
債務者　東海林　学
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８４５号
大阪市城東区放出西３丁目11番16号コーポドリーム201号
債務者　小林　光昌
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４５９号
大阪府八尾市天王寺屋６丁目54番地　府営住宅２―604号
債務者　上田ゆきえ
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９２６号
横浜市南区新川町５丁目32番地　ライオンズマンション吉野町第６―808号
債務者　石垣　文子（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成22年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部